

第 2 章 労使紛争の調整

令和 3 年において、行政執行法人で中労委に係属した調整案件は無かった。

独立行政法人国立印刷局（以下「印刷」という。）及び独立行政法人造幣局（以下「造幣」という。）の 3 年の新賃金については、全印刷局労働組合（以下「全印刷」という。）は 3 月 2 日に、全造幣労働組合（以下「全造幣」という。）は 3 月 3 日に「基準内賃金を維持し、改善すること」を求める要求書を提出し、各当局との間で団体交渉が行われた。

3 年の新賃金は、要求書手交時には、昨年から引き続く、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出が行われており、そのため、新型コロナウイルス感染防止のため時差通勤やテレワーク等に切り替えるなどの勤務環境の変化があり、交渉体制を維持することが難しくなったことが、少なからず影響している中で、労使間において真摯に交渉を重ねてきている。

その結果、印刷は 6 月 29 日に、造幣は 6 月 25 日に各当局が「4 月 1 日に昇給を実施し、ベースアップは行わない（現行賃金水準維持）」との回答を行い、全印刷及び全造幣の両組合ともこれを了承し、2 年連続で自主交渉により解決をみている。